

あなたの戸籍の氏・氏名にフリガナを記載します

5月26日以降にそれぞれの本籍地(市区町村)から通知はがきが郵送されます

フリガナを必ずご確認ください
(一宮町では、7月中旬 から順次発送予定)



戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地
----	---------------------

【氏の振り仮名】

氏	一 宮
振り仮名	イチミヤ
氏の振り仮名の届出が可能な方	一宮 一郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	一 郎
	振り仮名	イチロウ
②	名	一 子
	振り仮名	イチコ
③	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
④	名	次 郎
	振り仮名	ジロウ
名の振り仮名の届出が可能な方		
①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)		

フリガナに「間違いがない場合」

届出は不要です

令和8年5月26日以降に市区町村が職権で記載します

★フリガナ制度に関する

問い合わせ先★

法務省の振り仮名コールセンター
にお問い合わせください。

☎:0570-05-0310

平日のみ:8:30～17:15

(土日祝日の受付はありません)

戸籍のフリガナ制度について、詳細は法務省ホームページをご覧ください。



フリガナが「間違っている場合」

届出は必要です

届出の方法

○マイナポータル(ご自宅から24時間届出できるため大変便利です。

○住所地又は本籍地の市区町村窓口

○本籍地へ届出を郵送

※詳しくは通知はがきをご確認ください

届出人

氏のフリガナと名のフリガナで届出できる方が異なります。

○氏のフリガナ:原則筆頭者

※筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍されている場合は子どもが届出人となります。

○名のフリガナ:本人

※15歳未満の方は、親権者が届出人となります。

法務省ホームページ